

# 第 5 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月28日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
株式会社りそな銀行  
代表取締役社長 野村 正朗

中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	606,072	預 金	18,913,640
コ－ル口－ン	1,345,533	譲 渡 性 預 金	2,276,490
買 現 先 勘 定	6,998	コ－ルマネ－	1,812,211
債券貸借取引支払保証金	22,459	売 現 先 勘 定	47,975
買 入 金 銭 債 権	8,842	特 定 取 引 負 債	49,310
特 定 取 引 資 産	385,688	借 用 金	374,046
有 価 証 券	5,059,070	外 国 為 替	13,112
貸 出 金	17,974,837	社 債	715,835
外 国 為 替	69,569	信 託 勘 定 借	385,484
そ の 他 資 産	569,000	そ の 他 負 債	236,257
有 形 固 定 資 産	313,852	事 業 再 構 築 引 当 金	96
無 形 固 定 資 産	8,186	店 舗 チ ャ ネ ル 改 革 引 当 金	2,525
繰 延 税 金 資 産	247,661	特 別 法 上 の 引 当 金	0
支 払 承 諾 見 返	1,132,420	証 券 取 引 責 任 準 備 金	0
貸 倒 引 当 金	363,555	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	45,541
投 資 損 失 引 当 金	13,058	支 払 承 諾	1,132,420
		負 債 の 部 合 計	26,004,947
		（純資産の部）	
		資 本 金	279,928
		資 本 剰 余 金	352,208
		資 本 準 備 金	279,928
		そ の 他 資 本 剰 余 金	72,280
		利 益 剰 余 金	532,391
		そ の 他 利 益 剰 余 金	532,391
		繰 越 利 益 剰 余 金	532,391
		株 主 資 本 合 計	1,164,529
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	153,862
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	13,055
		土 地 再 評 価 差 額 金	63,295
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	204,101
		純 資 産 の 部 合 計	1,368,631
資 産 の 部 合 計	27,373,578	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	27,373,578

中間損益計算書 (平成18年4月1日から  
平成18年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		400,646
資 金 運 用 収 益	218,804	
(うち貸出金利息)	( 159,690 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 35,659 )	
信 託 報 酬	3,756	
役 務 取 引 等 収 益	55,318	
特 定 取 引 収 益	9,430	
そ の 他 業 務 収 益	24,336	
そ の 他 経 常 収 益	89,000	
経 常 費 用		257,202
資 金 調 達 費 用	38,840	
(うち預金利息)	( 13,791 )	
役 務 取 引 等 費 用	19,999	
特 定 取 引 費 用	278	
そ の 他 業 務 費 用	27,992	
営 業 経 費	105,716	
そ の 他 経 常 費 用	64,375	
経 常 利 益		143,444
特 別 利 益		11,904
特 別 損 失		704
税 引 前 中 間 純 利 益		154,645
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,028
法 人 税 等 調 整 額		231,084
中 間 純 利 益		386,757

(中間貸借対照表注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

6. 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年~50年

動産 2年~20年

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

8. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間期から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は471百万円、「社債」は471百万円、それぞれ減少しております。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

9. 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は316,939百万円であります。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生  
の翌期から損益処理

13. 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却、店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

14. 店舗チャネル改革引当金は、収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャネルに改革するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッ

ジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は7,187百万円（税効果控除前）、繰延ヘッジ利益は9,632百万円（同前）であります。

17. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建の他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

18. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

19. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。

20. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

証券取引責任準備金	0百万円	証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。
-----------	------	--

21. 株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

22. 関係会社の株式及び出資総額 33,475百万円

23. 有形固定資産の減価償却累計額 140,833百万円

24. 有形固定資産の圧縮記帳額 44,791百万円

25. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,517百万円、延滞債権額は246,032百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

26. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,575百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

27. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は206,216百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

28. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は472,342百万円であります。

なお、25.から28.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は243,591百万円であります。

30. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	47,975百万円
有価証券	1,989,095百万円
貸出金	317,100百万円
その他資産	1,697百万円
担保資産に対応する債務	
預金	60,930百万円
コールマネー	15,000百万円
売現先勘定	47,975百万円
借入金	245,300百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券656,428百万円及びその他資産4,708百万円を差し入れております。

また、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は18,155百万円、敷金保証金は17,530百万円あります。

31. 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 122,490 百万円が含まれております。  
 33. 社債は、全額劣後特約付社債であります。  
 34. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 488,427 百万円であります。  
 35. 1株当たりの純資産額 36円14銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は42銭減少しております。

36. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	295,050	591,957	296,906
債券	3,013,488	2,987,428	26,060
国債	2,421,680	2,400,513	21,167
地方債	186,541	183,217	3,324
社債	405,265	403,697	1,568
その他	774,108	762,376	11,732
合 計	4,082,646	4,341,761	259,114

なお、上記の評価差額から、繰延税金負債 105,252 百万円を差し引いた額 153,862 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

37. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	10,693
関連法人等株式	22,782
その他有価証券	
非上場株式	114,293
非上場内国債券	522,516

38. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券は 29,352 百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間期末において当該処分をせずにすべて所有しております。  
 39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,135,844 百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 6,985,359 百万円あります。  
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。  
 40. 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、前期末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法と比べその他有価証券評価差額金は 203 百万円減少し、繰延税金資産は 139 百万円増加しており、税引前中間純利益は 343 百万円増加しております。  
 41. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	973,874 百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額及び貸出金償却否認額	206,654
有価証券償却否認額	123,002
退職給付引当金損金算入限度超過額	22,535
その他	<u>80,265</u>

繰延税金資産小計

1,406,332

評価性引当額

1,030,527

繰延税金資産合計

375,804

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	105,252
退職給付信託設定益	19,741
子会社株式譲渡益繰延	2,104
未収配当金	<u>1,044</u>

繰延税金負債合計

128,142

繰延税金資産の純額

247,661 百万円

42. 株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成 18 年 11 月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当中間会計期間より、将来課税所得の見積可能期間を従来の 1 年からおおむね 5 年として計上しております。
43. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。  
なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 1,381,686 百万円であります。
  - (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。
  - (3) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
  - (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
  - (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
  - (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
44. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、11.13%であります。

(中間損益計算書注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 12円 16銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 7円 17銭

4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. 「その他経常収益」には、

株式等売却益 64,407百万円

を含んでおります。

6. 「その他経常費用」には、

株式等売却損 26,292百万円

貸倒引当金繰入額 20,215百万円

貸出金償却 9,408百万円

を含んでおります。

7. 「特別利益」には、

償却債権取立益 11,330百万円

を含んでおります。

8. 「特別損失」には、

固定資産処分損 512百万円

を含んでおります。

## 信託財産残高表

(平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	162,432	金 銭 信 託	531,892
有 価 証 券	0	財 産 形 成 給 付 信 託	1,902
信 託 受 益 権	1,132	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	0
受 託 有 価 証 券	253	有 価 証 券 の 信 託	253
金 銭 債 権	387,172	金 銭 債 権 の 信 託	406,009
動 産 不 動 産	525,724	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	151,411
不 動 産 の 賃 借 権	3,582	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	4,698
そ の 他 債 権	8,843	包 括 信 託	405,681
銀 行 勘 定 貸	385,484		
現 金 預 け 金	27,222		
合 計	1,501,849	合 計	1,501,849

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 共同信託他社管理財産 75,975百万円

3. 元本補てん契約のある信託の貸出金 162,097百万円のうち、破綻先債権額は 46百万円、延滞債権額は 3,314百万円、3ヵ月以上延滞債権額は 139百万円、貸出条件緩和債権額は 20,513百万円であります。また、これらの債権額の合計額は 24,014百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の内訳は、次のとおりであります。

### 金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	162,097	元 本	488,427
そ の 他	327,189	債 権 償 却 準 備 金	489
		そ の 他	371
計	489,287	計	489,287